

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
1	8/24	3) 特別養護老人ホームへの転換	様式2	<p>転換希望事業計画書 2 転換計画概要 (8)近隣住民の理解への取り組み 説明会について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の為、地域の町内会長、民生委員の方々への説明、意見聴取も説明会としてよいか</p>	お集りいただくことが難しい等の理由で、法人側が相手方へ赴く等、事業について個別に説明等を行った場合には、「(8)近隣住民の理解への取組み ①説明会について」に“ <input type="checkbox"/> 開催予定なし”の項目に <input checked="" type="checkbox"/> を入れ、「同③住民等の理解・承諾状況」の自由記述欄に、説明、意見聴取等の内容を記載してください。
2	8/24	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	②施設の位置図及び案内図 案内図とはどのようなものか	案内図は、施設及び周辺の建物等がわかるものを想定しています。なお、位置図は山形市内全域のなかで、どの辺りに位置しているかがわかるものを想定しています。
3	8/24	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	③建築図面 当施設は本館と別館に分かれている。どちらか一方のみの場合はでも両方の図面の提出は必要か	設備基準等の確認に必要なため、両方の図面を提出してください。
4	8/24	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	④居室の写真 特養ホーム分は何部屋分必要か。また転換希望分すべての居室について必要か	特養ホーム分については、種類ごと(個室、2人部屋等)に、居室の状況がわかるよう写真を添付してください。また、転換希望分は転換する全ての居室の状況がわかるように写真を添付してください。いずれも複数枚添付いただいても構いません。
5	8/25	3) 特別養護老人ホームへの転換	様式2	・様式2 別紙1 「平均稼働率の算定式」について 「特別養護老人ホーム」と「短期入所生活介護」の両方の記載が必要か。様式2 転換希望事業計画書には「短期入所生活介護」の稼働状況等とあるため、「短期入所生活介護」のみの記載となるのか。	平均稼働率は「短期入所生活介護」のみ記載してください。

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
6	9/1	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	・提出書類 ⑨法人決算書の写しについて 社会福祉法人の計算書類はご承知の通り附属明細書等も含めるとかなりの枚数になりますが、すべて提出してよいか。(「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」「財産目録」だけでよいか)	財務諸表(「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」「財産目録」)が含まれていれば、どちらでも結構です。
7	9/2	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	法人決算書の写しとあるが、下記の様式でよいか。 ①資金収支計算書(第一号第一様式) ②事業活動計算書(第二号第一様式) ③貸借対照表(第三号第一様式) ④原本証明は、全ての様式に必要か。	財務諸表(「資金収支計算書」「事業活動計算書」「貸借対照表」「財産目録」)が含まれていれば、結構です。 原本証明については、ひとつの綴り(冊子)等に対し、最終頁等に一か所証明していただければ結構です。なお、各書類の様式は問いません。
8	9/2	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	附属明細書の提出は必要でしょうか。必要な場合は、その明細書をご指示下さい。	附属明細書の有無は問いません。
9	9/3	3) 特別養護老人ホームへの転換	様式2	様式2(事業計画書)の短期入所生活介護事業所の施設整備等補助金受領状況について ・令和2年度に山形県が実施した新型コロナウイルス感染者緊急包括支援事業において、感染症対策を徹底した上での介護サービス提供事業所へのかかり増し経費として補助金を受領したが、施設整備等補助金受領に含まれるのか。また、含まれる場合、申請、報告については法人一括で行っているが、短期入所生活介護事業所の部分を抜粋した部分を提出してよいか。	県・市の補助金等を活用し、取得した財産について、その処分制限期間を迎える前に、廃棄等財産の処分をおこなう場合には、補助金の交付元より承認が必要になることがあります。様式2の施設整備等補助金の受領状況は、転換にあたり、財産処分の承認が必要な補助金を受けているか確認するものですので、ご質問の補助金について、財産処分の承認が必要かどうかについては、補助実施者にお問い合わせいただき、承認が必要な場合には、関係書類の写しを提出してください。なお、関係する部分のみ抜粋する場合には、当該補助金の内容がわかるように整理のうえ提出願います。

No.	回答日	介護サービスの種別	様式等	質問内容	回答内容
10	9/3	3) 特別養護老人ホームへの転換	様式2	<p>様式2について、建設当時の借入金はあったものの現在は完済している場合はどのように記載するか。</p> <p>また、短期入所生活介護事業者の施設整備等補助金受領状況は、特別養護老人ホームとの併設のため、各々の利用定員により按分し記載しなければならないのか。また、複数の補助金を受領し記載欄が足りない場合はどのようにしたらいいか。</p>	<p>借入金を完済している場合は、借入金は無いものとして☑を入れてください。</p> <p>受領状況は、補助金の実績報告書の金額のとおり記載してください。短期入所生活介護の部分の補助額がわからない場合には、全体の金額を記載していただいて結構です。記載欄が足りない場合には、エクセルの行の幅を広げていただく、または「別紙のとおり」と記入し、別用紙に記入したものをつけていただいても結構です。関係する部分を抜粋して提出する場合には当該補助金の内容がわかるように整理のうえ提出をお願いします。</p>
11	9/3	3) 特別養護老人ホームへの転換	添付書類	<p>補助関係書類（県や市に提出した実績報告書一式）の写しについて、かなりの分量となると思うが、そのすべての写しを提出するという解釈でよいのか。</p>	<p>短期入所生活介護の施設整備等に係る補助金の実績報告書であれば、すべてご提出をお願いします。</p>
12	9/3	3) 特別養護老人ホームへの転換	様式2	<p>短期入所生活介護事業者の施設整備等補助金 受領状況について</p> <p>補助金については「特別養護老人ホーム」として受領している。「短期入所生活介護事業者」としての受領はないため「なし」となるのか。あるいは併設のため、各々の利用定員により按分し記載しなければならないのか。また、複数の補助金を受領し記載欄が足りない場合はどのようにしたらいいか。</p>	<p>実績報告書等を確認のうえ、補助金の補助対象として、「短期入所生活介護」が含まれていないのであれば、受領状況に記載いただく必要はありません。記載欄が不足する場合には、行の幅を広げる、別紙を添付する等ご対応願います。</p>
13					